

## 多治見市池田保育園指定管理者仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、多治見市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年条例第 1 号)及び多治見市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 53 年規則第 12 号)に定めるものの外、指定管理者が行う業務の詳細について定める。

### 2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 多治見市池田保育園(以下「池田保育園」という。)の目的、事業に基づいた管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努めること。
- (3) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (5) 施設内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- (6) 市内の保育園及び幼稚園、近隣の小学校及び児童館との連携を図ること。
- (7) 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的に協力するよう努めること。
- (8) 地域住民と連携を図り、地域に根ざした運営に努めること。
- (9) 個人情報の保護を徹底すること。
- (10) 環境に配慮した管理運営に努めること。

### 3 管理の基準

#### (1) 法令等の遵守

池田保育園の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚令第 63 号)

多治見市保育所の設置及び管理に関する条例

多治見市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年条例第 26 号)

多治見市個人情報保護条例(平成 8 年条例第 25 条。以下「保護条例」という。)

多治見市情報公開条例(平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。)

多治見市保育園給食衛生マニュアル

多治見市保育園給食に関する事務要綱

その他管理運営に適用される法令

公募の開始から指定管理期間開始までの期間及び指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(2) 許認可の取得

池田保育園の管理運営の実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けること。

(3) 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、多治見市環境方針に基づき、次のような環境への配慮に留意しなければならない。

事業の推進に伴う移動、運搬には低公害型の手段を用いるように努めるものとする。

消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定するものとする。省エネルギーを推進するため、効率のよい事業計画を立てるよう努めるものとする。

酸性物質排出量を低減するため、低公害車の使用や輸送体系の効率化により自動車排ガス抑制に努めること。また、重油等燃料は、極力硫黄分の少ないものを使用するものとする。

事業実施にあたっては、廃棄物の抑制、減量化及びリサイクルに努め、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に利用するほか、事業により廃棄物がでた際は適正に処理するものとする。

(4) バリアフリーへの配慮

施設内はバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮すること。

(5) 喫煙対策

池田保育園の敷地内は、禁煙とすること。

(6) 園児の安全の確保に関すること

池田保育園に入所している乳幼児(以下「園児」という。)の安全対策について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員及び園児を訓練すること。また、緊急対策、防犯・防災対策の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員及び園児を訓練すること。

(7) 緊急時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応するものとする。

園児の急な病気、けが等に対応できるよう、園児の健康状態及びかかりつけ医療機関を確認するとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うものとする。

指定管理者は、施設内での火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応するものとする。

災害等により、市が池田保育園を市民避難場所ほか防災拠点として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うものとする。

(8) 管理運営規程の作成

指定管理者は、あらかじめ、市と協議の上、池田保育園の管理運営に必要な規程を定めること。

(9) 帳簿の記帳

指定管理者は、池田保育園の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとする。

関係書類について、市が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとする。

(10) 文書管理

指定管理者は、その管理の業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文書目録を作成し、情報公開条例に基づく一般の利用に供するとともに、毎年度終了後、市に提出するものとする。

指定管理者は、指定期間終了後、その管理の業務に係る文書を市又はその後の指定管理者に引継ぐものとする。

(11) 業務報告に関すること

毎月終了後、次に掲げる書類を翌月の10日までに提出するものとする。

ア 徴収金月報

イ 延長保育利用児童数

ウ 一時保育利用児童数

エ その他、市が必要と認める事項

次に掲げる項目は、その事由が発生したとき直ちに報告するものとする。

ア 産休等代替従業員採用を採用した場合

イ 入所児童にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症等、感染症の発生があった場合

ウ その他、市が必要と認める事項

毎年度終了後、30日以内に事業報告書を提出するものとする。

その他、市が必要とする報告書を提出するものとする。

(12) 個人情報保護に関すること

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、当該業務の範囲内で、個人情報の保護について保護条例第25条の2の規定により、市の機関と同様な義務を負うものとする。したがって、当該業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合については、保護条例の例により、適切に処理するものとする。

また、当該業務に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、協定書に多治見市個人情報保護条例施行規則（平成9年規則第4号）第19条に規定する必要な措置を盛り込むものとする。

なお、保護条例の規定に違反した場合については、指定管理者の従事者若しくは従事者であった者のほか指定管理者についても、第32条、第33条、第34

条及び第 36 条の罰則規定が適用になる。

(13) 情報の公開について

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たり保有することとなる情報のうち、個人情報以外のものについては、積極的に公開に努めるものとする。また、当該業務を行うに当たり保有する情報について、市長から提供を求められたときは、これに応じなければならない。

(14) 行政手続に関すること

指定管理者は、多治見市行政手続条例(平成 9 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「行政庁」に該当するため、同項第 4 号に規定する使用許可などの処分を行う場合については、市が定める、申請に関する処分に関する審査基準、標準処理期間、不利益処分基準等により、適正な処理をしなければならない。

(15) 守秘義務

指定管理者及びその従業員は、管理の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その指定管理者でなくなった後及びその従業員でなくなった後も同様とする。

4 指定管理者が行う業務

(1) 保育の実施に関すること

市長が保育の実施を依頼した乳幼児の保育（障害児保育を含む。）

広域入所児童及び私的契約児童の保育、延長保育及び一時保育に関すること

ア 広域入所児童の入所に係る承諾は、他市町村からの依頼により指定管理者が行うものとする。ただし、入所を承諾した場合は、直ちに市へ報告するものとする。

イ 私的契約児童の入所に係る承諾は、保護者からの依頼により指定管理者が行うものとする。ただし、市より保育の実施を依頼した場合は、入所依頼日の前日までに契約を解除するものとする。

ウ 延長保育及び一時保育の受け入れの承諾は、保護者からの依頼を受け、指定管理者が行うものとする。

利用料

ア 広域入所児童及び私的契約児童に係る保育料及び利用料は、市の保育料に準じて指定管理者が定めるものとし、指定管理者の収入とする。

イ 延長保育及び一時保育に係る保育料は、市の保育料に準じて指定管理者が定めるものとし、指定管理者の収入とする。

(2) 保育業務の内容

指定管理者は、保育園の運営に係る次の から までに規定する業務を行うものとする。

保育内容等

ア 指定管理者は、別紙「保育の方針及び内容」に掲げた事業を基本として実施するものとする。

イ 指定管理者は、次に掲げる特別保育を実施するものとする。

- ・ 延長保育
- ・ 障害児保育
- ・ 一時保育
- ・ 地域子育て支援センター事業
- ・ その他市長が必要と認める事業

## 年間行事

指定管理者は可能な限り、現在の池田保育園の年間行事を継承すること。

## 平成 17 年度の年間行事予定

月	行事内容	月	行事内容
4月	入園式、事業説明会	10月	運動会、遠足
5月	遠足、参観懇談会、のぼりお越し	11月	芋パーティー、懇談会 人形劇観劇
6月	人形劇観劇、眼科歯科検診 プール開き、尿ギョウ虫検査	12月	サンタの会、餅つき会
7月	七夕会、夏祭り	1月	
8月	プール参観、懇談会	2月	節分の会、懇談会
9月	プール納め、内科検診、 地域敬老会参加(年長)	3月	お別れ遠足、作品展 内科検診、卒園式

## 防災計画

ア 指定管理者は、防災計画を作成し、防火管理者を置かなければならない。

イ 指定管理者は、毎月防災訓練を行うものとする。

## 給食の実施

ア 指定管理者は、原則として市が作成する統一献立により、園において給食を実施するものとする。

イ 指定管理者は、遺伝子組み替え食品と表示されているものは使用しないものとする。また、遺伝子組み替え食品の恐れのあるものなどについても使用しないように努めるものとする。

ウ 指定管理者は、アレルギー等の児童に対しては、個々の状況に応じてできる限りの対応と配慮をするように努めるものとする。

エ 指定管理者は、多治見市保育園給食衛生マニュアル、多治見市保育園給食に関する事務要綱を遵守するものとする。

## 従業員の配置等

ア 指定管理者は従業員を配置することとし、その職種及び人数は次のとおりとする。

職 種	人 数
園長	1人 保育士として勤務年数が10年以上ある者、若しくはこれと同等と認められる者
主任保育士	1人

	保育士として勤務年数が10年以上ある者、若しくはこれと同等と認められる者
クラス担当保育士	0歳児 ----- 3人に1人 1・2歳児 ----- 6人に1人 3歳児 ----- 20人に1人 4・5歳児 ----- 30人に1人
障害児担当保育士	障害児 ----- おおむね3人に1人
子育て支援センター 一時保育担当保育士	3人
調理員	2人

( 備考 上記のほか必要な従業員を配置するものとする。)

イ 従業員の職種による要件は、次のとおりとする。

- 園長、主任保育士、クラス担当保育士全員と、障害児担当保育士のうち1人は常勤従業員でなければならない。また、園長、主任保育士を除く常勤保育士の2分の1以上は、保育士として勤務年数5年以上のもの、又はこれと同等と認められる者を配置すること。ただし、配置した従業員が産休、育休等の場合はこの限りではない。
- 園長を除く保育士は、保育士資格を有すること。

ウ 指定管理者は、指定期間中は従業員の安定的、継続的な雇用に努める。

エ 従業員は、専任とする。

#### 従業員研修

指定管理者は、従業員を多治見市保育研究会、多治見市幼児教育研究会、その他関係団体の主催する研修会・研究会等へ積極的に参加させ、従業員の資質の向上を図るものとする。なお、研修に要する費用は、指定管理者の負担とする。

#### 委託医

指定管理者は、委託医を配置し、委託医は、園児の健康診断及び健康管理に関する相談を行うものとする。

#### 規則

指定管理者は、管理規程、就業規則（給与規定等を含む。）等必要な規程を定めなければならない。

### (3) 池田保育園の維持管理に関すること

指定管理者は、池田保育園の機能と環境を良好に維持し、保育園業務が常に快適且つ衛生的に行われるために、日常の必要な清掃、施設等の点検及び保守管理を行うこと。その他の施設の維持管理に必要な以下の業務を行うこと。

#### 清掃業務

業務内容	回数
ガラスの清掃	年1回以上
エアコンの清掃	年1回以上
給食室換気扇の清掃	年3回

給食室グリストラップの清掃	月 1 回
植栽及び花壇の清掃管理（除草、枝払い）	随時
施設周辺の清掃（駐車場を含む）	随時

## 保守管理業務

業務内容	回数
備品の点検	随時
遊具の点検	随時
砂場の砂の補充	年 1 回
システム警備による施設の保安監視業務	
法定点検業務	
・ 非常通報装置保守点検	年 4 回以上
・ 自家用電気工作物保守管理	通常点検 需要設備月 1 回以上 発電所 月 2 回以上
・ 消防用設備等の保守点検	年次点検 年 1 回 機器・総合点検 年 1 回 機器点検 年 1 回

## 衛生管理業務

業務内容	回数
給食室の水質検査	1 日 2 回以上
プールの水質検査（使用時）	1 日 1 回以上
従業員の腸内細菌検査	月 2 回以上

## 施設の不備の報告

ア 指定管理者は、施設及びその付帯施設に不備や不具合を発見した場合は、直ちに市に報告しなければならない。

イ 指定管理者は、災害その他の事故により施設等が滅失、損傷した場合は、直ちに市に次の事項を記載した報告書を提出しなければならない。

- ・ 施設等の滅失、損傷した位置
- ・ 事故の日時及び原因
- ・ 被害の状況
- ・ 保全又は復旧のためにとった応急措置

ウ 市は、指定管理者の報告その他により滅失又は損傷の事実を知ったときは、関係機関と協議の上速やかにその対応策をとり、指定管理者に連絡するものとする。

## 修繕等の費用負担区分

施設及び設備並びに備品等が破損・消耗等した場合は、1 件 5 万円未満の修繕・補給等は、指定管理者が負担する。1 件 5 万円以上の修繕・補給費等が見込まれる場合は、市及び指定管理者との間で協議する。光熱水費・消耗品は、指定管理者の負担とする。

## 物品等の管理保全

ア 指定管理者は、物品等について注意をもって管理する。

イ 指定管理者は、管理している物品等を、指定管理業務の目的以外の用途に使用しないものとし、併せて第三者に貸与、又は譲渡してはならない。

物品等の購入

指定管理者は、池田保育園の運営に必要な物品等があったときは、購入するものとし、次の点に留意するものとする。

ア 指定管理者は、購入する物品等について、原材料に内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）を有する等人体に有害な影響を及ぼす恐れのある製品は使用しないよう努めるものとする。

イ 指定管理者は、物品の管理に当たっては前記「物品等の管理保全」に基づき管理するものとする。

ウ 指定管理者に貸付ける備品等については、市の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。なお、交換等が必要な場合にあつては、指定管理者の負担とする。指定管理者が、自らが購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、この場合、事前に市の許可を得ること。

(4) その他管理運営に関し必要な事項

池田保育園運営懇談会について

ア 指定管理者は、保護者、地域代表、行政代表等を含む池田保育園運営懇談会に関する規程を策定する。

イ 指定管理者は、池田保育園運営懇談会を開催し、保護者、地域等の意向を把握し、保育内容に反映させ、円滑な運営に努めるものとする。

宅老所について

ア 指定管理者は、施設内に併設されている宅老所の施設管理を行う。

イ 指定管理者は、宅老所との交流を積極的に行い、池田地区を中心とする地域との連携を深めるものとする。

ウ 運営は、地域開放スペースとして地域住民で構成する団体「まんさくクラブ」が行うものとする。

その他

ア 公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしてはならない。

イ 理由の如何を問わず保護者に寄付を求めてはならない。

5 指定管理者が、管理を開始するまでの準備

管理者が変更になる場合は、次のことに留意して円滑な引継ぎを行うものとする。

- (1) 平成 18 年 4 月 1 日からの管理開始が円滑に行なわれるように、管理開始前に引継ぎ及び保護者への説明を積極的に行うものとする。
- (2) 管理者の変更が利用者に与える影響を十分配慮し、管理開始前（平成 18 年 1 月から 3 月）に、池田保育園に従業員を派遣して合同で保育をするなど、十分な保育の引継ぎを行なうこと。
- (3) 従業員派遣等、引継ぎに要する費用については、指定を受けた事業者の負担とする。

## 6 管理の業務の一括委託の禁止

管理の業務を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、その一部について、あらかじめ市と協議の上、市が認めた場合はこの限りではない。

## 7 リスク分担と保険加入に関すること

池田保育園の管理運営に関する基本的なリスクの分担に対する方針は次のとおりとし、指定管理者はこれらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険及び建物損害保険については市が加入する。

指定管理者は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付保険に加入し負担するものとする。ただし、全国市長会学校災害賠償補償保険については、市が加入する。

項目	内容	多治見市	指定管理者
消費税率の変動	本市が指定管理者に対して支払う管理に係る委託料のうち消費税相当分の増減		
その他税等法定経費の変動	上欄消費税相当分を除き、法人税等の税率の増減、雇用者に係る事業主負担の増減等の法定経費の変動		
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		
運営リスク	事故、災害等による臨時休園等		
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休園等		
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		
施設等の損傷	事故・災害等によるもの		
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		

## 8 事業評価

指定管理者は、第三者評価事業を受けるものとし、以後、評価結果の有効期間終了ごとに第三者評価事業を受けるものとする。

第三者評価に係る費用は、指定管理者が負担するものとする。

## 9 管理に係る委託料

指定管理者に対し市が支払う管理に係る委託料は、事業年度ごとに国の定める保育単価より算出した額に、延長保育、一時保育、障害児保育及び地域子育て支援センター事業等の特別保育に係る補助金相当額、宅老所に係る光熱水費相当額を加算した額と指定管理者が提示した収支予算書を参考に協定で定める。

### (1) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、毎月前金払いで支払うことを原則とする。

### (2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理すること。

## 10 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結する。

### (1) 協定の主な内容

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年規則第62号)第8条の第1号から第7号に規定されたもののほか、リスクの管理・責任分担に関する事項とする。

### (2) その他

協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なる。また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとする。

協定締結後、指定管理者は、平成18年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めるものとする。

## 11 指定期間満了前の指定の取り消し

### (1) 市による指定の取消し

市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。

- ・ 公募要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- ・ 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。
- ・ その他市が必要と認めるとき。

(2) 不可抗力による指定の取消し

市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとする。

(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行なわれた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、池田保育園の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

1.2 指定期間終了後の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- (2) 指定期間終了後、又は指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。
- (3) 指定管理者は、指定管理期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設及び設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

1.3 その他

(1) 立ち入り検査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行なう。

指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できないこととする。

(2) 監査

市監査委員が市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地調査及び必要な記録の提出を求められる場合がある。

(3) 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。